

平成26年9月16日

枚方市議会議長
鷺見信文様

総務常任委員会
委員長 榊田義則

総務常任委員会事件審査報告書

本委員会は、請願者から意見を聴取した上で、慎重に付託事件の審査を行った結果、平成26年9月16日の会議において下記のとおり決定したので、枚方市議会会議規則第103条及び第137条第1項の規定により報告します。

記

事件番号	事 件 名	審査結果
請願第7号	集団的自衛権行使に関する請願	不採択とすべきもの
請願第8号	美術館についての再度の説明会に関する請願	不採択とすべきもの

委員長報告参考資料

《請願第7号》

1. 主な質疑項目

- ・ 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に対し地方自治体が抗議の声を上げることの重要性について
- ・ 全国市長会等における「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に対する抗議行動の有無について
- ・ 請願要旨に例示された「全国市長会での閣議決定の白紙決定を求める決議の提案」が不可能な場合に請願者が希望する取り組みについて
- ・ 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定に対する市長の抗議行動の有無及びその理由について
- ・ 市長が時の内閣総理大臣に抗議文を送付することの可否について
- ・ 市長が平和市長会議等に参加する意義について

2. 討論要旨

[大地正広委員]

本委員会における請願第7号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本市は、かつて我が国有数の軍需のまちでしたが、昭和14年に発生した禁野火薬庫大爆発の苦い経験を教訓に戦争の悲惨さと平和の大切さを後世に伝えていくため、請願者も述べているように、昭和57年、府内の市町村に先駆け、非核平和都市宣言を行いました。平成元年には禁野火薬庫大爆発があった3月1日を平和の日と定め、近年ではこの平和の日に合わせて平和の燈火（あかり）やひらかた平和フォーラムを行うなど、現在まで積極的に平和啓発事業を行っています。

こうした本市独自の取り組みについてはぜひ今後も継続していただきたいと考えているところですが、事が国政に及ぶ場合には一定の配慮が必要です。

例えば、請願者が問題視している閣議決定は、憲法解釈の問題にとどまらず、国の安全保障にかかわる、高度な外交上、防衛上の問題であるという側面もあります。そして、こうした問題に対処すべき第一義的な責任は、時の政府にあります。

そのため、地方議会が国会または関係行政庁に対して提出する意見書についても、外交問題等に関するものについては慎重に取り扱うべきという見解が示されているところです。

また、このように、地方自治体が国政に意見することには慎重であるべきですが、こうした政治的行動については、市長が一人の政治家として判断して行うべきものであって、多様な意見を持つ市民の代表である私たち市議会議員が特定の政治的立

場に沿った行動を強要するようなことは避けるべきと考えます。

以上のことを考え合わせますと、本請願を採択することは適当ではないと申し上げまして、本請願に反対する立場の委員を代表しての討論といたします。

[広瀬ひとみ委員]

請願第7号 集団的自衛権行使に関する請願について、採択に賛成の立場から討論をいたします。

本請願は、枚方市が、大阪府下でも非核平和都市宣言を初めて行ったまちとして、憲法9条をないがしろにする憲法解釈の変更に抗議し、枚方市として、閣議決定の撤回を政府と国会に強く求める意見表明を行うとともに、全国市長会での閣議決定の白紙撤回を求める決議の提案など、さまざまな取り組みを求める内容です。

この閣議決定は、憲法9条のもとでは海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものです。そもそも、集団的自衛権行使は憲法上許されないとする政府見解は、ある日突然、政府が表明したものではありません。半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて、定着、確定してきたものです。それを、多数の国民の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論も行わず、与党だけの密室協議で、一片の閣議決定によって覆すというのは、憲法破壊のクーデターとも呼ぶべき暴挙です。

しかし、閣議決定が強行されたからといって、自衛隊を動かせるわけではありません。閣議決定を具体化し、海外で戦争する国を目指す立法措置が必要であり、こうした動きを断じて許さないためにも、枚方市が非核平和都市として憲法を守るためにあらゆる努力を行うことは当然です。

この間、日本共産党議員団としても、枚方市が積極的に解釈改憲は許さないとの立場を明確にし、行動をとるべきだと竹内市長にも考えを問うてきました。また、枚方市として国に意見書を上げる制度は地方自治法上規定されていないことから、地方自治法第99条にのっとり枚方市議会としても意見書を上げるべく、意見書の提出を、さきの議会に引き続き、今議会でも行う予定です。

閣議決定を受け、市民の皆さんからは、たくさんの不安の声が寄せられています。特に戦争を経験した市民の方からは、あのような戦争だけはもう二度と繰り返してはいけない、本当に惨めな体験だったんだ、高松で空襲に遭ったことがある、大阪で空襲に遭ったことがあると、この間、私もたくさんの声をお受けしてきました。だからこそ、枚方市がそうした不安の思いにこたえて、平和を守るために行動する、そのことが何よりも大切だと思います。

請願が採択されることを強く望みますが、仮に採択されなくても、竹内市長が自らの信念に基づき、より積極的な行動をとられることを強く願い、討論といたします。

《請願第8号》

1. 主な質疑項目

- ・ 香里ヶ丘中央公園に対する住民の思いについて
- ・ 反対意見がある中で本件美術館を建設することの是非について
- ・ これからの本件美術館に関する情報提供の在り方について
- ・ 市長参加のもとで本件美術館に関する市民説明会を開催する必要性について
- ・ これまでの本件美術館に関する情報の周知方法について
- ・ これまでの本件美術館に関する説明の不十分さについて
- ・ これまでの本件美術館に関する説明会の運営状況について
- ・ 本件美術館に関する説明会でこれまでに出された質問及び意見について
- ・ 請願要旨に言う「さまざまな情報」及び「不安と混乱」の具体について

2. 主な委員間討議の項目

- ・ 市長参加のもとで本件美術館に関する説明会を開催する必要性について

3. 討論要旨

[大地正広委員]

本委員会における請願第8号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本件請願で指摘されている美術館については、昨年7月の総務委員協議会において、市民の方から寄附の申し出を受けている旨の報告がありました。その後、本年3月の第1回定例会において、負担付き寄附として美術館の建物を収受する議案が提出され、最終的には可決されましたが、議員間で賛否が分かれたことからわかるように、全く問題がなかったわけではありません。

そのため、この議案が本委員会に付託された際の賛成討論においても、特に7,000万円前後とされていた維持管理経費の財源確保策を講じることや、来館者確保と収益性の向上を図ることなどが強く求められました。この点については、8月の総務委員協議会において、指定管理者制度の導入などで本市の新たな負担を5,900万円程度に圧縮することができるなどの試算が示されるなど、一定の前進が見られるところです。

一方、この間、5月13日には地元の4校区コミュニティ協議会を対象とした説明会が、また、6月15日には広く市民を対象とした説明会が開催されました。その中で、議会の議決を受ける前にまず地域住民の意見を聞くべきであったという意見も聞かれ、行政の対応を一因として本件のような請願が提出されるに至ったことは、私たち市議会議員としても非常に残念な思いです。

これに対して、本年6月の第2回定例会において、理事者からは、これまで情報

提供ができなかったことに対する市民の皆さんの不満の声については真摯に受け止めている、いただいた御意見については今後の美術館運営の中で最大限考慮できるように検討していくという発言がありましたので、市民の皆様にも冷静な対応をお願いするところです。

実際、7月24日には、請願者が要望するような、市長も参加した形での市民説明会も既に関催され、その後、8月19日には工事説明会も開催されました。また、6月、8月の総務委員協議会においても、美術館の整備や管理運営についての報告がなされています。さらに、地元自治会からの御要望に応じて本市職員が説明に向いたり、美術館の建設に反対される方々に対して要望書の受け付けや回答の機会をとらえて個別に説明を行ったりする取り組みも行われており、こうした取り組みは今後も継続していくとのこととす。

このように、これまでの議会答弁や今回の請願審査においても、市民に対して説明責任を果たそうとする姿勢は、一定感じられるところです。そのため、行政に対して情報提供を求める本請願の趣旨は理解できるものの、「再度の説明会を市長参加のもと開催」することまでは必要ないと考えます。

今後も、これまでと同様、美術館整備の進捗に合わせて、適宜、市議会にも状況を報告していただき、その中で美術館整備のメリットが感じられるような具体策を提示していただくようお願いします。

また、市民に対しても、広報紙やホームページなど各種媒体も活用しながら、これまで以上に丁寧な説明に努め、美術館の建設が予定されている香里ヶ丘中央公園を地域住民が気持ちよく利用できるよう十分な意思疎通を図ることを要望し、本請願に反対の討論といたします。

[岩本優祐委員]

本委員会における請願第8号の採決に当たり、採択に反対の立場から討論を行います。

本請願で指摘のある美術館については、昨年7月の総務委員協議会において、市民の方から寄附の申し出がある旨の報告があり、その後、本年3月に議決がありました。

その後に市民を対象にした説明会は4回行われ、私も参加してきましたが、今もってなお、十二分に周知、説明されたとは言いがたいと思います。加えて、説明会の中では、行政からの情報提供について、ホームページに掲載されている資料が当日配布されないなどの不備もあり、そうした点で市民が不信感を抱いていると感じますし、これまでの枚方市のやり方、姿勢には問題があったと言わざるを得ません。

今後、そうした不信感を払拭するためには、これまでの手法にとどまらず、さらなる説明、あらゆる手段により市民の理解を得ていく努力が必要です。周知、説明

が丁寧に行われなければなりません。その中では、よいことだけではなく、財政負担なども含め、ありのままの正確な情報をしっかり伝えていく必要があります。

市長出席の説明会について、答弁では現時点で考えていないということでしたけれども、副市長が「あらゆる方策」とおっしゃっていたわけですので、このことも含め、検討すべきだと考えています。

一方で、今回の請願審査の質疑の中では、枚方市として市民全体に対して説明責任を果たしていこうとする答弁がありました。具体的には、広報への掲載やリーフレットの配布、ケーブルテレビでの放映、自治会単位の説明会など、副市長の答弁にもある「あらゆる方策」を講じることによって市民の理解を得ていく努力が行われることも、一定確認できました。

こうしたことから、今回、請願の趣旨に鑑みても、請願以上の周知、説明について枚方市の努力する姿勢がうかがえたため、本請願について不採択とすべきと考え、反対の討論とします。

[広瀬ひとみ委員]

請願第8号 美術館についての再度の説明会に関する請願について、採択に賛成の立場から討論を行います。

そもそも、市民の声を聞かずに、寄附者の意向のみを尊重し、立地を決定してきた経過に大きな問題があります。住民説明が後回しになった点はイレギュラーだったと述べられましたが、反省するなら、より一層、丁寧な対応をすべきです。しかし、この間の説明会の状況を見ても、また、きょう改めてこうした状況に対する市の認識を聞かせていただいても、住民の思いに心を寄せて丁寧に対応する姿勢が欠けていたことは明らかです。

説明会で、市長は、美術館が地域再生のシンボルとなり、住民の皆様に親しみ、喜んでいただける施設になるものと確信していると述べられました。しかし、地域住民に限らず、市民の中では、この美術館の運営を担うことについて、大きな疑問と反対の声が広がり、市民に愛される美術館とはほど遠い現状です。

市長は、地域の文化力を市民の皆さんとともに高めるとも言われましたが、本気でそう思うならば、市民の疑問に、市長自身が、誠意を持って、とことん答えるべきではないでしょうか。また、この間、美術館整備の具体のコンセプトも示されましたが、ここにさえ市民意見反映の手順はとられておりません。

日本共産党議員団は、多くの問題がある美術館整備に反対してきましたが、そうした努力もできないようでは、感性を育む美術館の運営など到底期待できないと思います。市長が率先して市民全体に十分な説明を行い、市民の声を聞くことを求めて、本請願への賛成討論といたします。